## 議案第59号

さくら橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について 上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

## 提出者 墨田区長 山 本 亨

さくら橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、さく ら橋コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
さくら橋コミュ	東京都世田谷区上北沢三丁目8番	令和8年4月1日から令
ニティセンター	19号	和13年3月31日まで
	社会福祉法人雲柱社	
	理事長 小礒 満	

## (提案理由)

さくら橋コミュニティセンターの指定管理者を指定する必要がある。